

霧島市条例第 2 号  
令和元年 5 月 1 7 日

霧島市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

#### 霧島市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

霧島市長等の給与等に関する条例（平成 17 年霧島市条例第 61 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び 2 項を加える。

（令和元年 6 月 1 日から 30 日までの市長の給料月額の特例措置）

- 21 市長の給料月額は、第 2 条の規定にかかわらず、令和元年 6 月 1 日から 30 日までの間は、同条に規定する額から当該額の 100 分の 10 を減じて得た額とする。
- 22 令和元年 6 月 1 日から 30 日までの間に支給される市長の期末手当及び退職手当を計算する場合における市長の給料月額は、前項の規定にかかわらず、第 2 条に規定する額とする。

#### 附 則

この条例は、令和元年 6 月 1 日から施行する。